

令和6年度 第1回名護市地域公共交通協議会運賃協議分科会(書面決議)

令和6年度第1回名護市地域公共交通協議会運賃協議分科会において、議題の承認を得ていない事項の内容について、書面決議を行いました。

つきましては、当議事録をもって書面決議結果のご報告に替えさせていただきます。

1. 審議事項及び議決の結果

- ・名護市コミュニティバス（なご丸）羽地・屋我地線の運賃について(別紙参照)

賛成9人、反対0人 可決

※可決理由:名護市地域公共交通協議会規約第8条3項の規定のより、委員の3分の2以上の同意により決するものとする

書面決議の議事内容に相違ないことを認めます。

令和 6 年 11 月 25 日

名護市地域公共交通協議会運賃協議分科会会長

金城秀郎

## 名護市コミュニティバス（なご丸）羽地・屋我地線の運賃について

## 1. 内容

令和7年1月14日（火）運行開始予定の名護市コミュニティバス（なご丸）羽地・屋我地線を実施するにあたり、名護市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置要綱第3条に基づき運賃に関する協議を行うものです。

なお、名護市地域公共交通協議会規約第3条に基づく乗合旅客運送の態様については、令和6年9月27日（金）に開催した令和6年度第3回名護市地域公共交通協議会で承認されております。

## 2. 協議事項

路線名	名護市コミュニティバス（なご丸）羽地・屋我地線
運賃に関すること	資料1のとおり

※令和6年度第3回名護市地域公共交通協議会で承認された名護市コミュニティバス（なご丸）羽地・屋我地線の運行ルート（参考資料1）・停車地発着時刻一覧表（参考資料2）については、参考資料として添付しております。

## 3. 公聴会（意見募集等）の結果

道路運送法第9条第4項の規定による運賃等の協議にあたっては、あらかじめパブリックコメントの募集等により住民、利用者その他利害関係者の意見を広く集め、反映させることが義務化されています。（道路運送法第9条第5項概要）

## (1) 実施手法

名護市ホームページに「名護市コミュニティバス（なご丸）羽地・屋我地線の運賃に関する意見募集」を掲載した。

## (2) 実施期間

令和6年10月8日（火）から令和6年10月29日（火）まで

## (3) 結果

意見等はございませんでした。

## 名護市コミュニティバス（なご丸）羽地・屋我地線の運賃（案）

- ・運賃（利用料金）1乗車につき

区 分	運 賃	
一般	同一エリア内：200 円	
	エリア移動：400 円	
学生（小中高）	半額	同一エリア内：100 円
		エリア移動：200 円
未就学児	無料	
高齢者（65 歳以上）		
障がい者		

- ・運賃はエリア別とし、現金・OKICA（オキカ）決済については降車時により当該運賃を支払うものとし、クレジットカードタッチ決済については、乗車時・降車時それぞれクレジットカードを画面にタッチし、当該運賃を支払うものとする。
- ・障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- ・エリアについては、参考資料2をご参照ください。